

平成28年度から市の組織を改正するための準備を進めています。今回の改正は、商工業、観光および都市農業などの地域産業のより一層の振興を図るとともに東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツや都市間交流の強化を図り、さら

に一層の事務効率の向上を図るものです。

なお、新しい体制は4/1(金)からを予定し、現在、改正案を平成28年第1回市議会定例会で審議しています。

- 地域経済の発展と活力ある地域社会の形成
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応強化
- まちの魅力の発信力強化と都市間交流の深化
- 農地保全と都市農業振興を一体的に推進
- 医療の現状と将来像の把握
- 企画調整機能と行政管理機能の統合による一体的な行政運営



- ▶ 産業スポーツ部の設置
- ▶ 都市農業振興課・観光振興課の設置  
(都市農業振興課と農業委員会事務局の職員兼務化)
- ▶ シティセールス推進課の設置
- ▶ 地域医療担当の設置
- ▶ 企画経営課の設置 (企画調整課と行政管理チームの統合)

#### ● 組織改正の部署

新組織	主な業務内容	旧組織
<b>産業スポーツ部</b>		
産業振興課	商工業の振興、中小企業支援、企業の育成支援など	新設
文化スポーツ課	芸術および文化の振興、スポーツ振興、体育施設の管理など	まちづくり部 産業振興課
都市農業振興課	農業の振興、農業体験、市民農園など	同部 文化スポーツ課
観光振興課	観光の振興、観光物産品の振興など	同部 産業振興課農産係
新選組のふるさと歴史館	新選組関連資料の収集・整理・展示・保管など	同部 産業振興課観光係
<b>健康福祉部</b>		
地域医療担当	医療の現状と将来像の把握	同部 新選組のふるさと歴史館
<b>企画部</b>		
企画経営課	市政の基本的施策の企画および総合調整、行財政改革の推進など	新設
シティセールス推進課	シティセールスの推進、都市間交流の推進など	企画部 企画調整課、行政管理チーム
		新設

行政庁が行った違法または不当な処分などに関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利救済を図るために定められた「行政不服審査制度」が、公正性や使いやすさの向上を目的として改正されました。

この改正は、平成28年4/1以降に行政庁が行う処分などから適用されます。

#### ■ 不服申立ての種類の一元化

現在の制度における異議申立ては、処分に不服のある者が処分担当課（処分庁）に対して異議を申し立てるものです。新制度ではこれを審査請求に一元化し、処分担当課ではない部局（審査庁）が受けて、審理手続を行います。

#### ■ 審査請求期間の延長

国民が審査請求期間の経過により権利利益の救済の機会を失わないよう、現在の制度において60日とされている審査請求期間が、3カ月となります。

#### ■ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

処分に関与していないなど、一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行います。

また、審理員の判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、第三者機関への諮問が義務付けられます。